

1 月 NEWS

① 税制情報

令和 1 年 12 月 21 日、令和 2 年度与党税制改正大綱が決定されました。

主な改正内容の一部としては、所得税関係では「未婚のひとり親」に対する税制上の措置及び「寡婦（夫）控除」の見直し、「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」の創設・「NISA」の見直しと延長、法人税関係では「オープンイノベーションの促進に係る税制措置」「5G 導入促進税制」等の税制措置・大企業への諸制度の適用要件の強化・「企業版ふるさと納税」の拡充・延長がそれぞれ挙げられます。

今回は所得税の「未婚のひとり親」に対する税制上の措置及び「寡婦（夫）控除」の見直しと、「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」の創設、「NISA」の見直しと延長について概要を記載いたします。

【「未婚のひとり親」に対する税制上の措置及び「寡婦（夫）控除」の見直し】

① 「未婚のひとり親」のその年の総所得金額から 35 万円が控除されます。「未婚のひとり親」とは、以下の要件を満たす者を指します。

- ・その年の総所得金額の合計額が 48 万円以下の生計を一にする子を有する者
- ・その年の合計所得金額が 500 万円以下である者
- ・寡婦又は寡夫ではなく、住民票の続柄に未届の妻又は夫の記載がない者。

② 「寡婦（夫）控除」が見直され、以下の要件を満たす者のその年の総所得金額から 35 万円が控除されます。

- ・その年の総所得金額の合計額が 48 万円以下の生計を一にする子を有する者
- ・その年の合計所得金額が 500 万円以下である者
- ・住民票の続柄に未届の妻又は夫の記載がない者。

【「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」の創設】

① 一定の要件を満たした土地の譲渡所得に 100 万円特別控除が創設されます。

② 要件とは、以下の通りです。

- ・個人が都市計画区内にある低利用土地又はその上に存する権利について市町村の長の確認がされたもの
- ・所有期間が 5 年を超えるものの譲渡（個人の配偶者又は特別の関係がある者に対する譲渡は該当しません）
- ・上にある建物など（上物）を含めた譲渡所得が 500 万円以下
- ・土地基本法などの一部を改正する法律（仮称）の施工日又は令和 2 年 7 月 1 日いずれか遅い日から令和 4 年 12 月 31 日までに譲渡したもの

【NISAの見直しと延長について】

※NISAとは非課税口座内で毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から生み出された利益や配当に税金がかからない制度です。現行制度は個人投資家の「NISA」、未成年を対象とした「ジュニア NISA」、少額からの長期・積立・分割投資を支援するための「つみたて NISA」です。

- ① 年間の投資上限金額が 40 万円の「つみたて NISA」の口座開設可能期間が 2037 年までから 2042 年まで 5 年延長します。
- ② 現行の「NISA」が 2023 年で終了後、「新 NISA」を創立します。
年間の投資上限額を 1 階部分 20 万円・2 階部分 102 万円に分けます。1 階部分は公募株式投資信託等による「つみたて NISA」と同様の安定的な資産形成を行い、2 階部分は上場株式・公募株式投資信託等による成長資金の供給拡大を行います。
- ③ 以下のように現行の「NISA」が終了後、個人投資家の目的に応じて「新 NISA」と「つみたて NISA」から選択することになります。また「ジュニア NISA」は利用実績が少ないことから延長を行わず、2023 年末で終了となります。

NISA改正のイメージ

	新・NISA (仮称) (2024年から5年間)	つみたてNISA (5年間延長)
年間の投資上限額	2階 102万円 1階 20万円 ※より多くの国民に積立・分散投資を経験してもらうため、原則として、2階の非課税枠を利用するためには1階での積立投資を行う必要。 ※例外として、成長資金の供給拡大（特に長期保有の株主育成）の観点から、NISA口座を開いていた者又は投資経験者が2階で上場株式のみに投資する場合は、1階での積立投資は不要。	40万円
非課税期間	2階 5年間 1階 5年間（終了後は「つみたてNISA」への移行可能）	20年間
口座開設可能期間	令和5年（2023年）まで ⇒ 令和10年（2028年）まで （5年間措置）	令和19年（2037年）まで ⇒ 令和24年（2042年）まで （5年間延長）
投資対象商品	2階 上場株式・公募株式投資信託等（注） 1階 つみたてNISAと同様 （積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等）	積立・分散投資に適した一定の公募株式投資信託等

（備考）「ジュニアNISA」は延長せずに、現行法の規定どおり2023年末で終了。

（注）レバレッジを効かせている投資信託、及び上場株式のうち整理銘柄・監視銘柄を投資対象から除外。

出典：金融庁 HP「令和2年度税制改正について」<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/zeikaitaiko01.pdf>

（2020年1月7日アクセス）

なお、記載内容は一部となりますので、詳細は財務省ホームページの「令和2年度税制改正の大綱」を参照して下さい。

②1月の主な税務

1月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
1月10日	12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
1月20日	納期の特例適用者の源泉所得税の7～12月徴収分の納付
1月31日	11月決算法人の確定申告
	2月、5月、8月、11月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	5月決算法人の中間申告
	基準期間の消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
	基準期間の消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）
	給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の提出
	給与支払報告書の提出
償却資産（固定資産税）申告書の提出	

③スタッフの一言

新年明けましておめでとうございます。旧年中は、多くの方々にご支援を頂き、心より感謝申し上げます。

本年更なる努力をしてみたいと思いますので、ご指導の程何卒宜しくお願い申し上げます。皆様の益々の御多幸、御繁栄をお祈り申し上げます。

野崎